

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	131041257310000000000000
法人番号	1010401033877

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
労働者派遣事業		株式会社アクトエンジニアリング 東北営業所		(〒980—0014) 宮城県仙台市青葉区本町 2-1-7 本町奥田ビル7階 (電話番号：022—217—6551)				令和6年11月1日から 令和7年10月31日まで		
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数		1年(①については360時間まで、②については320時間まで)		
						1日	1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)	起算日 (年月日)	令和6年11月1日	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
		② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者								
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	月末、月初、期末決算時に事務処理を行う必要がある場合又は臨時の受注、発注、納期の変更などに対応する場合		工務事務・営業事務等の事務職	3人			1ヶ月に4日		始業時刻 0時00分 終業時刻 24時00分	
	工期厳守のため生産・施工計画、管理等工程に合わせた業務において、やむを得ない場合、または現場開設時及び決算時に対応する場合		設計・設計補助等の技術職	3人			1ヶ月に4日		始業時刻 0時00分 終業時刻 24時00分	
			工事監理・事業者検査用データチェック等の技術職	1人			1ヶ月に4日		始業時刻 0時00分 終業時刻 24時00分	
			生産・施工管理・施工図作成等の技術職	49人			1ヶ月に4日		始業時刻 0時00分 終業時刻 24時00分	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)				
								起算日 (年月日)	令和6年11月1日			
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
事務処理、受注、発注、納期の変更などの業務において、突発的・臨時的な業務量の増加などに対応する場合	工務事務・営業事務等の事務職	3人				6回	99時間59分		25%	720時間		25%
工期厳守のため生産・施工計画、管理等工程に合わせた業務において、突発的・臨時的な業務量の増加などに対応する場合	設計・設計補助等の技術職	3人				6回	99時間59分		25%	720時間		25%
	工事監理・事業者検査用データチェック等の技術職	1人				6回	99時間59分		25%	720時間		25%
	生産・施工管理・施工図作成等の技術職	49人				6回	99時間59分		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ⑤、⑦、⑨	(具体的内容) 健康状態に応じた健康診断の実施、心と身体の健康問題に関する窓口の設置、必要に応じた産業医等による助言・指導又は労働者に産業医等による保健指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 令和 6 年 10 月 16 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 技術職

氏名 丸 拓海

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和 6 年 10 月 17 日

職名 代表取締役

使用者

氏名 石井 春海

仙台 労働基準監督署長殿

